

○ 財務省告示第六十二号

規へ三〇  
定め二千第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十一年～東北地方太平洋沖地震による影響の程度を勘査しる。同二十二別項第三条に年のに

定める日を次のように定める。

日の太  
財務大臣が平成二十三年（二千十一年）安住淳  
を平洋沖地震による影響の程度を勘査しる。  
度を勘査する旨の通知は、該指定地域に係る別地域にへ定め影地る影響方

宮城県	都道府県
牡東石鹿松巻郡島市女市川町	指定地域